

神戸大学動物実験実施規則

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)」(以下「法」という。),「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)」(以下「飼養保管基準」という。)及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)」(以下「基本指針」という。),日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月)」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規則は、神戸大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、兵庫県条例の「動物の保護及び管理に関する条例」その他の法令等(以下これらを「法令等」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。),使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)のいわゆる 3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施するとともに、「動物実験における倫理の原則(平成 12 年 4 月 1 日神戸大学動物実験委員会制定)」(以下「動物実験倫理原則」という。)を遵守しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物への実験操作を行う施設・設備をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥

類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。

- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関し、事前に立案する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する部局の長をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
(動物実験責任者)

第2条の2 動物実験責任者となることができる者は、本学の専任の教授、准教授、講師、助教又は助手とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。ただし、それ以外の動物を使用する動物実験等についてもこの規則を踏まえて取り扱うものとし、その取扱いは別に定めるものとする。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 学長の責務

(責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、動物実験等に関する動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の承認、実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開を行うとともに、その他動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

3 学長は、前項の事項に関して報告又は助言を行う組織として、次章に定める神戸大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4章 動物実験委員会

(任務)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱いに関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

- (5) 動物実験等の、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関する自己点検・評価及びその結果についての検証に関すること。
- (6) 動物実験等に関する情報の公開に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施に係る重要事項に関すること。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等もしくは実験動物に関して優れた識見を有する教授又は准教授6人
- (2) 医学研究科附属動物実験施設長
- (3) 獣医師1人
- (4) 学識経験者若干人
- (5) その他委員会が必要と認めた者若干人

2 前項第1号及び第3号から第5号までの委員の選出に関し必要な事項は、別に定める。

(任命等)

第7条 委員は、学長が任命し、又は委嘱する。

2 前条第1項第1号及び第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第6条第1項第4号の委員のうち、少なくとも1人以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(六甲台地区動物実験委員会及び楠地区及び名谷地区動物実験委員会)

第11条 委員会に、神戸大学六甲台地区動物実験委員会及び神戸大学楠地区及び名谷地区動物実験委員会(以下「実験委員会」という。)を置き、第5条第1号から第4号までに規定する事項について、各実験委員会に審議等を行わせることができる。

2 前項の各実験委員会の議決は、委員会の議決とすることができる。

3 第6条第1項第1号及び第2号の委員は、それぞれ関連する実験委員会に属するものとする。

4 各実験委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において行う。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審議及び手続)

第13条 動物実験責任者は、「動物の苦痛に関する審査基準(平成12年4月1日神戸大学動物実験委員会制定)」、「動物実験倫理原則」及び次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮した実験動物の適切な利用方法
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する最小限の実験動物数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮することなど実験動物の使用数削減方策
 - (4) 苦痛の軽減を図るなど動物実験等の適切な実施
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射実験等をいう。)を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための、実験を打ち切る適期をいう。以下同じ。)の設定の検討
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 学長は、前項の通知について当該動物実験責任者から異議の申立てがあった場合は、委員会に再度付議するものとする。ただし、その付議は、1回限りとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(学外研究者との動物実験)

第13条の2 動物実験責任者は、学外の研究者と共同で実験を行う場合は、当該学外研究者から学外研究者との動物実験等に関する誓約書の提出を受けた後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令等及び本学が定める規則等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 次条又は第17条において設置の承認を得た施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
 - (4) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画の変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置等)

第15条 飼養保管施設の設置又は変更を行おうとするときは、部局の長(変更を申請する場合にあっては管理者)は、事前に所定の飼養保管施設設置(変更)承認申請書により、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定するものとする。
- 3 管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(飼養保管施設の要件)

第16条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置等)

第17条 実験室の設置又は変更を行おうとするときは、部局の長(変更を申請する場合にあっては管理者)は、事前に所定の実験室設置承認申請書により、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定するものとする。
- 3 管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等を行わせることができない。

(実験室の要件)

第18条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対しての清掃、消毒等が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第19条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第20条 施設等を廃止する場合は、管理者は所定の施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実

験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第21条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管に係るマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第23条 実験動物は、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとし、当該機関から、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報の提供を受けなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理を行うため、委員会が実施する実験動物の病原微生物検査に必要な検体を委員会の指示に従って提出するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管をする場合、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第27条 動物実験責任者又は飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録の整備及び保存をするものとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第28条 動物実験責任者又は飼養者は、実験動物を譲渡する場合は、譲渡先に対しその特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第29条 管理者等は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康

及び安全の確保並びに人への危害防止に努めるものとする。

第8章 安全管理及び健康管理

(危害防止)

第30条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- 3 管理者は、実験動物由来の疾病や実験動物による咬傷、その他動物実験に伴う危険に対し、適切な予防策及び事故発生時の対応マニュアルを策定する等、動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者の安全管理に必要な措置を講じなければならない。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物に由来する人獣共通感染症に適切に対処するため、委員会が実施する病原微生物検査に必要な検体を委員会の指示に従って提出するものとする。
- 5 管理者は、毒へび等有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき、必要な事項を別途定めるものとする。
- 6 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第31条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(健康管理)

第32条 動物実験実施者及び飼養者は、絶えず自己の健康管理を行うとともに健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を実験責任者及び管理者を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項により報告を受けた場合は、委員会の助言を得て、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第33条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して、以下の事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 法令等及び本学が定める規則等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験等に従事しようとする者は、各実験委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。

- 3 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録については、各実験委員会において保存するものとする。

第10章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第34条 学長は、委員会に、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

(情報公開)

第35条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価・検証の結果等)を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 補則

(適用除外)

第36条 畜産に関する飼養保管の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規則を適用しないものとする。

(違反に対する措置)

第37条 法令等若しくは本学が定める規則等に違反し、又はそのおそれのある動物実験等が実施されていることを知りえたものは、管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理者は、直ちに学長に報告するとともに、実験動物管理者又は動物実験責任者に当該動物実験等の調査及び必要な善後策を指示し、当該調査等の結果を報告させるものとする。
- 3 前項の調査等の結果について報告を受けた管理者は、学長に報告するものとし、当該報告を受けた学長は、委員会の議に付し、当該動物実験等の制限又は中止その他の措置を講ずるものとする。

(書類の様式)

第38条 この規則の実施に必要な書類の様式は、委員会が別に定める。

(雑則)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在任する神戸大学動物実験委員会委員(以下「旧委員」という。)は、第 6 条の規定による委員とみなし、その任期は、第 7 条第 2 項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規則施行の際現に設置されている神戸大学六甲台地区動物実験委員会及び神戸大学医学部動物実験委員会は、それぞれ第 11 条第 1 項の規定により設置されたものとみなす。
- 4 神戸大学動物実験委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在任する改正前の第 6 条第 3 号の規定による委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の第 6 条第 5 号の規定による委員とみなし、その任期は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 21 年 2 月 24 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在任する改正前の第 6 条第 4 号から第 12 号までの規定による委員は、改正後の第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定による委員とみなし、その任期の終期は、改正後の第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日とする。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。